平成２９年（フ）第１５４６号
札幌市清田区里塚３条２丁目10番７号
債務者　菊池　大輔
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５９号
北海道石狩市花川北２条５丁目124番地５
債務者　栗原　雅宏
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７５号
北海道恵庭市有明町１丁目12番18―202号
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８１号
北海道千歳市北斗４丁目14番15―302号　スカイコートハコザキ
債務者　日向　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８７号
北海道江別市あけぼの町３番地　Ｌ８―47
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９９号
札幌市東区北33条東15丁目２番18号　パルム２階
債務者　藤江　絵理
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０４号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目20番10―101号
債務者　熊谷　朝夫
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１４号
北海道恵庭市駒場町２丁目８番９号
債務者　増子　晴香
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２２号
札幌市清田区平岡２条４丁目２番７号　平岡２・４マンション103号
債務者　小坂　立亘
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
北海道名寄市大通南11丁目37番地７
債務者　吉田　圭太
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道名寄市大通南11丁目37番地７
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１５１号
釧路市鳥取北10丁目８番３号　アンカー鳥取202
債務者　宮脇　高夫
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６０号
釧路市美原１丁目22番4508号
債務者　吉田いづみ
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６１号
釧路市愛国西１丁目９番12号　ハイツ田代１階１号
債務者　藤山　孝弘
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
釧路市愛国西１丁目９番12号　ハイツ田代１階１号
債務者　藤山　梨絵
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２１９号
埼玉県羽生市南８丁目18番地10　高鳥アパート　東側、旧住所埼玉県羽生市東９丁目10番地25
債務者　有本　益治
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５２号
埼玉県東松山市美土里町３番31号　メゾン友202
債務者　會澤　恵子（旧姓宮腰・工藤）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部